

建設リサイクル法の届出について

届出対象となる建設工事（対象建設工事）

特定建設資材を用いた建築物の解体工事、特定建設資材※₁を使用する新築工事等で、建設工事の規模が次の規模以上の場合は、建設リサイクル法の届出が必要な対象建設工事となります。

対象建設工事	規 模	工事場所	届出先
・ 建築物の解体工事	当該工事部分の床面積の合計が 80 m ² 以上	飯田市内	飯田建設事務所 又は飯田市※ ₂
		下伊那郡内	
・ 建築物の新築、増築	当該工事部分の床面積の合計が 500 m ² 以上	飯田市内 下伊那郡内	飯田建設事務所
・ 建築物の修繕、模様替	請負代金の額が 1 億円以上（消費税込）		
・ 建築物以外の ものの解体、新築等	請負代金の額が 500 万円以上（消費税込）		

特定建設資材 ※₁

特定建設資材とは、次の資材をいいます。

・ コンクリート	・ 木材
・ コンクリート及び鉄から成る建設資材	・ アスファルト、コンクリート

届出の時期及び届出先（受理行政庁） ※₂

工事に着手する日の 7 日前までに届出してください。

<p>飯田市内の工事場所のうち、飯田建設事務所が届出先となる建築物の解体工事</p> <ol style="list-style-type: none">木造建築物；・階数が 3 以上であるもの ・床面積の合計が 500 m²を超えるもの ・高さ 13m 又は軒の高さ 9 m を超えるものS 造・RC 造；・階数が 2 以上であるもの ・床面積の合計が 200 m²を超えるもの特殊建築物；・床面積の合計が 200 m²を超えるもの (物販店、飲食店、共同住宅、倉庫、車庫等)上記 1～3 以外で、以下の地域のもの（都市計画区域外の地域）； ・飯田市のうち、下久堅、上久堅、千代、龍江、三穂、久米、上村、 南信濃の地域 <p>上記 1～4 以外の建築物の解体工事は飯田市役所が届出先となります。</p>
--

建設リサイクル法届出様式（長野県ホームページ）

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/infra/shinsei/kensetsu/recycling.html>

その他

アスベスト含有建材の撤去等に関する規定（長野県独自基準）

建築物の解体工事を行う場合、当該工事部分の床面積の合計が 80 m²未満でも提出してください。

アスベスト含有建材使用建築物解体工事届出書様式（長野県ホームページ）

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/infra/kensetsu/shisaku/asbestos/todokede.html>

除却届（建築基準法 第 15 条、建築基準法 第 41 号様式）

10 m²を超える建築物の除却の場合は、併せて除却届の提出も必要になります。

（※除却後に新たに建築を行う場合は、建築時に工事届（建築基準法 第 40 号様式）に記入して頂ければ結構です）

届出先；飯田建設事務所 建築課 飯田市追手町 2 丁目 678 TEL0265-53-0468
飯田市役所建設部 地域計画課 飯田市大久保町 2534 TEL0265-22-4511(内線 3776 3777)